

## はじめに

1. ミャンマー : 証券取引法の成立・施行
2. インドネシア : 外国為替取引の報告に関する中銀規則
3. マレーシア : 「中小企業」の範囲拡大  
今号のコラム -シンガポール-

## はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 18 号(2013 年 8 月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

## 1. ミャンマー: 証券取引法の成立・施行

2013 年 7 月 31 日、ミャンマーにおいて証券取引法(The Securities and Exchange Law)が成立し、同日施行されました。

同法は、ミャンマー初の証券市場に関する法律であり、その成立過程において、日本の財務省財務総合政策研究所(「財務総研」)のミャンマー資本市場育成プロジェクトによる支援が行われています。

ミャンマーでは 2015 年までに証券取引所の開設が目指されています。これを支援するため、1990 年代から現地に拠点を構えている(株)大和総研、(株)東京証券取引所グループ(現(株)日本取引所グループ)及びミャンマー中央銀行の間で、ミャンマーにおける証券取引所の設立に協力し、2015 年までの開設を目指す旨の覚書が 2012 年 5 月に締結されました。それに続き、2012 年 8 月、財務総研とミャンマー中央銀行との間で、ミャンマーにおける健全で公正な資本市場の成立・発展に必要な証券取引法令の整備及び関連する人材育成を目的として、覚書が締結されました。財務総研の下で組織された日本側ワーキンググループにおいて、日本の金融商品取引法令や実務、ミャンマーの現状等を踏まえて、ミャンマー証券取引法案への示唆・追加提案等が実施されました。

ミャンマー証券取引法は、13 章から構成され、内容は概ね以下のとおりです。

- ① 有価証券や証券業務等の定義(第 1 章)
- ② 証券取引法の目的(第 2 章)
- ③ 証券取引委員会の組織、権限等(第 3 章)
- ④ 証券会社の規制(第 4 章)
- ⑤ 証券会社等の免許の種類、付与等(第 5 章)
- ⑥ 有価証券の発行開示(第 6 章)
- ⑦ 証券取引所の組織、機能等(第 7 章)
- ⑧ 店頭市場の開設等(第 8 章)
- ⑨ インサイダー取引、相場操縦等の不公正取引の禁止(第 9 章)
- ⑩ 証券保管・決済(第 10 章)
- ⑪ 証券取引所の処分に対する証券取引委員会への不服申立て(第 11 章)
- ⑫ 禁止行為と罰則(第 12 章)
- ⑬ 雑則(第 13 章)

今後、法律施行後 90 日以内に証券取引法を実施する証券取引規則(The Securities and Exchange Rule(日本の政令に相当))が制定される予定です。また、証券取引委員会の設立や、証券取引規則以外の下位規範の制定が予定されており、2015 年中の証券取引所の開設に向けた準備が進んでいくこととなります。

なお、日本側ワーキンググループには、当事務所の 5 名の弁護士(中村聡、武川丈士、小松岳志、峯岸

健太郎及び梅津英明)が委員として参加しており、ミャンマーにおける証券取引法令の策定、証券取引所の設立、資本市場育成支援に向けて、精力的に関与していく方針です。

弁護士 中村 聡  
☎ 03-5220-1845  
✉ [satoshi.nakamura@mhmi-japan.com](mailto:satoshi.nakamura@mhmi-japan.com)

弁護士 峯岸 健太郎  
☎ 03-6212-8331  
✉ [kentaro.minegishi@mhmi-japan.com](mailto:kentaro.minegishi@mhmi-japan.com)

## 2. インドネシア:外国為替取引の報告に関する中銀規則

インドネシア中央銀行(「中銀」)は、国際収支に係る正確な情報を収集する目的で、昨年 12 月に外国為替取引の報告に関する中銀規則 14/21/PBI/2012(「規則」)を、今年 3 月に中銀の外国債務以外の外国為替取引の報告に関するインドネシアの全ノンバンク機関向け通達 15/5/DSM(「通達」)をそれぞれ制定し、従前の外国為替・外国とのローン取引に係る報告手続を単純化し統合しました。

上記規則及び通達の下では、インドネシアに 1 年以上滞在する又は滞在する計画を有する個人、法人その他の団体(「居住者」)が、自己のためか他者のためかを問わず、居住者及び非居住者間での資産又は負債の移動(居住者間での海外の資産又は負債の移動を含む)(「外国為替取引」)を行う場合には、当該外国為替取引についての報告を中銀に提出しなければならないものとされています。当該報告には、(1)居住者・非居住者間の取引の情報、(2)ルピア建てか否かを問わず、居住者が非居住者に対して有する金融資産及び/又は金融債務の構成及びその変更に係る情報、及び(3)海外借入れの計画及び実績を記載しなければならないものとされています。

上記報告は、中銀のウェブサイトを通じ、オンラインで提出することとされています。上記報告については、該当する月の初日から最終日まで(「報告期間」)の情報を記載の上、当該報告期間最終日から 15 日以内に定期的に提出する必要があります。但し、海外借入れの計画については、毎年遅くとも 3 月 15 日までに報告する必要があり、その後の修正については 7 月 1 日までに報告する必要があります。また、オフショア借入れを行っている企業は、財務情報について 6 ヶ月ごとに、遅くとも 6 月 15 日及び 12 月 15 日までに中銀に対して報告する必要があります。

上記規則及び通達に従い、報告の遅延若しくは不提出又は虚偽報告の場合、行政罰の対象となります。海外借入れの計画以外の事項について、不完全な又は虚偽の報告を提出し、訂正を行わなかった場合には、不完全な又は虚偽の点(記録)ごとに 5 万ルピアの罰金(最高で合計 1 千万ルピア)の対象となります。また、報告を遅滞した場合、中銀の営業日ごとに 1 日 50 万ルピアの罰金の対象となります。報告不提出の場合には 1 千万ルピアの罰金の対象となります。但し、これらの罰則は、初めて報告を行う報告者には適用されず、最初の報告から報告期間 3 回分を経過した場合に初めて適用されることとされています。その他、海外借入計画・その修正についての報告の遅延・不提出・虚偽報告については、警告書等の行政罰の対象となります。

上記報告義務は、日本企業を含む外国企業とインドネシア企業間での出資又は借入れその他の取引についても適用されますので、十分に留意いただく必要があります。

弁護士 田中 光江  
(Adnan Kelana Haryanto & Hermanto 法律事務所出向中)  
✉ [mitsue@akhh.com](mailto:mitsue@akhh.com)

弁護士 埜 晋  
✉ [susumu.hanawa@mhmi-japan.com](mailto:susumu.hanawa@mhmi-japan.com)

弁護士 田中 亜樹  
☎ 03-6266-8919  
✉ [aki.tanaka@mhmi-japan.com](mailto:aki.tanaka@mhmi-japan.com)

### 3. マレーシア:「中小企業」の範囲拡大

マレーシアでは、2013年7月11日、ナジブ首相により「中小企業」(small and medium enterprises)に関する新定義が発表されました。マレーシアにおいて、「中小企業」は税制面のほか事業ライセンス取得、その他事業活動において種々の優遇措置、公的サポートを受けることができます。

	旧定義	新定義
製造業	・従業員数 150 名以下 又は ・売上 2 千 5 百万 RM(約 7 億 5 千万円)以下	・従業員数 200 名以下 又は ・売上 5 千万 RM(約 15 億円)以下
サービス業その他	・従業員数 50 名以下 又は ・売上 5 百万 RM(約 1 億 5,000 万円)以下	・従業員数 75 名以下 又は ・売上 2 千万 RM(約 3 億円)以下

上図のとおり、新定義においては、旧定義が採用された 2005 年以降の経済状況の変動を背景として、「中小企業」の範囲を旧定義のものから拡大するものです。これは、マレーシアにおける中小企業の経済貢献度向上を図るマスタープランに即したものであり、今回の定義拡大によりマレーシアにおいて「中小企業」に該当する会社数は全体の 98.5%を占めることになるといわれております。また、中小企業の定義がより明確化されることになりました。具体的には、中小企業とは、マレーシア会社委員会(Company Commission of Malaysia(SSM))に登録された事業体又はそれに相当するものとされています。そして、上場企業又は大企業の子会社については、親会社からの財務、技術、マーケット等における強力なサポートが得られることから中小企業とはみなされません。なお、新定義は 2014 年 1 月 1 日から施行されます。

上記中小企業の定義の変更に加え、中小企業の発展及び事業戦略に関するアドバイスを提供する SME Business Advisory Panel の設置が検討されています。これは、既に計画されている財政支援実施に関する中小企業発展プログラムと併せて、中小企業による国家経済及び社会福祉への貢献をよりいっそう高める、国家戦略に沿った政策の一つとされています。

弁護士 秋本 誠司

☎ 03-5220-1818

✉ [seiji.akimoto@mhmiapan.com](mailto:seiji.akimoto@mhmiapan.com)

弁護士 佐伯 優仁

☎ 03-6266-8523

✉ [masahito.saeki@mhmiapan.com](mailto:masahito.saeki@mhmiapan.com)

弁護士 佐藤 貴哉

☎ +65-6593-9759 (シンガポール)

☎ 03-6266-8543

✉ [takaya.sato@mhmiapan.com](mailto:takaya.sato@mhmiapan.com)

## 今月のコラム -シンガポール-

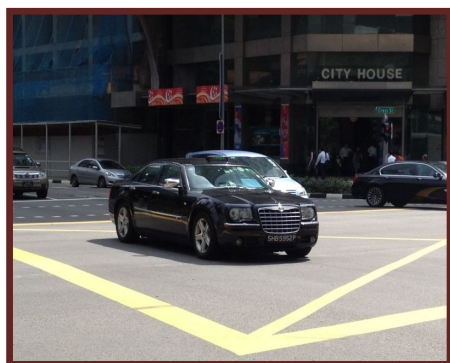
シンガポールといえば東南アジアのビジネスのハブ、そしてビジネスシーンで欠かせない乗り物といえばタクシーです。今回はシンガポールのタクシー事情をご紹介します。

シンガポールは、クリーンで安価な電車・バスが発達していますので、時間の制約がなければタクシー以外の交通手段で不便を感じることはありません。とはいえ、雨も多い気温の高い南国型気候ですし、歩道はユーザーフレンドリーには程遠く、段差が頻繁にあったり大通りには歩行者用信号も少なめです。会議に遅れないよう離れた目的地に向かおうとすると、必然タクシーが常套手段となります。



[普通のタクシー]

何といっても、メーター運賃で明朗会計、チップ不要、日本と比べて運賃は約 3 分の1程度ということもあり、財布の紐が緩んでしまいます(初乗運賃 3 シンガポールドル弱(現在のレートで約 200 円弱))。もっとも、ピークアワーなど一定の時間帯は割増料金が適用され、また市内中心部への乗り入れなどについては渋滞緩和を目的として追加料金が課金されます。初めてタクシーに乗ったときにはこれを知らず、何となく騙されているのではないかと思ってしまうものです。また、タクシースタンドに並んでいると、一般車種のタクシーに混じってたまにクライスラーやメルセデスといった高級車種に出くわすことがあります。それに乗るには「運賃も『高級』である」という覚悟が必要である一方で、不可逆的な行列の中であえてそれをパスするには別の気合と勇気が必要ですので、進退窮まれりとしかしいようがありません。なお、タクシー乗り場の風景ですが、「タクシー」が列をなすことの多い日本とは異なり、シンガポールでは「人」が列をなすのが常態です。これは流しのタクシーをタクシー乗り場外で捕まえることが規制されており、多数の人がタクシー乗り場に集中するためです。長蛇の列を回避するための手段として、タクシーを有料で呼ぶためのスマホアプリが発展しており、ビジネスマン必携のアイテムとなっています。



[高級タクシー]

運転手ですが、一般的に真面目で親切な方が多いという印象です。こちらが素性を明かす前から「日本に行ってみたい。でも物価が高いだろ?」というお決まりの語り草は、異国にいる緊張を取り去ってくれるでしょう。

ただ、運転手については、一般的に日本よりも荒いと感じる方が多いようです。この背景を考察するに、シンガポールでは道路があまり入り組んでおらず、大通りも一方通行が多いこともあり、目的地までのルート選択にはそれほどバリエーションはないように見受けられます。そのため運転手の腕の見せ所として、日本では、渋滞回避ルートを選択、裏道の披露という穏やかな方法がとられるのに対し、シンガポールでは、進みのよい車線に如何に素早く車線変更するか、そしてその快速車線でどれだけ飛ばせるか、というアクセルとブレーキを駆使した動的な運転手法がとられるというのが私の見立てです。シンガポールのタクシーで感じる横 G・縦 G は、運転手の真面目・親切な気質の顕れであると思っています。

(弁護士 川村隆太郎)

## セミナー・文献情報

- セミナー 『シンガポールにおける地域統括会社の構築と活用のための法務・税務上の留意点』  
開催日時 2013年9月11日(水) 13:30～16:30  
講師 関口 健一  
主催 一般社団法人 企業研究会
  
- セミナー 『アジア労働法カレッジ～インド編～“インドの労働法制と労務管理のポイント”』  
開催日時 2013年9月18日(水) 14:00～17:00  
講師 小山 洋平  
主催 一般社団法人 経団連事業サービス
  
- セミナー 『アジア新興国の英文 JV 契約の実務～モデル JV 契約を使用しながら、読み方・作成の仕方を伝授～』  
開催日時 2013年9月24日(火) 13:20～16:20  
講師 小山 洋平  
主催 株式会社日本ナレッジセンター
  
- 論文 『新興国投資における投資協定の活用』  
掲載誌 国際商事法務  
著者等 梅津 英明、石田 幹人
  
- 論文 『実務解説～アップルの事例で考える無形資産をめぐる国際的税務戦略～』  
掲載誌 旬刊経理情報  
著者等 大石 篤史、栗原 宏幸、中嶋 将良、山田 彰宏

## News

- The Asian Lawyer に Tony Grundy 弁護士のコメントが掲載されました  
2013年7月15日付けの、The Asian Lawyer のウェブサイト内の記事において、Tony Grundy 弁護士のコメントが掲載されました。  
日本における外資系法律事務所の進出についてコメントしております。

MHM Asian Legal Insights 第18号(2013年8月号) [2013.8.20発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)